

公正取引委員会の審査における事情聴取について

平成 26 年 4 月 11 日

弁護士 志田 至朗

第 1 事情聴取の根拠法令

1 審査規則

(1) 審尋調書

第 11 条

審査官は、法第 47 条第 2 項の規定に基づいて同条第 1 項第 1 号の規定により事件関係人又は参考人を審尋したときは、審尋調書を作成し、これを供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させて、誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

2 供述人が前項の調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。

3 前項の場合において、供述人が署名することができないときは、他人に代書させ、押印することができないときは、指印するものとする。ただし、署名を他人に代書させた場合には、代書した者がその事由を調書に記載して署名押印しなければならない。

4 第 2 項の場合において、供述人が署名押印を拒絶したときは、その旨を調書に記載するものとする。

(2) 供述調書

第 13 条

委員会の職員は、事件関係人又は参考人が任意に供述した場合において、必要があると認めるときは、これを録取した供述調書を作成するものとする。

2 前 2 条の規定は、前項の調書について準用する。

2 審査規則第 13 条

- (1) 平成13年12月26日付け公正取引委員会の審査及び審判に関する規則の改正によって新設。
- (2) 従前から、平成17年改正前の法第45条第2項（現行同条同項）、同第46条第1項（現行第47条第1項）、同第47条（現行第48条）の趣旨から、任意の審査手続により事件の処理を行うことが可能であると解されていたところ、立入検査などの強制処分を行った事件において事件関係人等から事情聴取を行う場合、法第47条第1項が定める審尋手続ではなく任意の手続によることが大半であるにもかかわらずその点についての規定を欠いていたため、このような場合に作成される供述調書や任意提出書についての定めを設けたもの。

第2 排除措置命令における事実の認定

1 法第49条

第7条第1項（中略）の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）は、文書によつてこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第69条第1項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

（後略）

2 審査規則

(1) 排除措置命令前の通知

第24条

法第49条第5項の規定による通知は、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書を送達して、これを行うものとする。

- 一 予定される排除措置命令の内容
- 二 委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用

（後略）

(2) 排除措置命令前の説明

第25条

前条第1項の文書の送達を受けた者又は法第49条第4項の規定により選任された代理人から申出があったときその他必要があるときは、当該文書の送達を受けた者又は当該代理人に対し、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項について説明するものとする。この場合において、当該説明を受ける者に係る委員会の認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について、説明するものとする。

第3 公正取引委員会の事実認定の基礎となる証拠としての供述調書の位置付け

1 事件審査における証拠の収集方法

法第47条第1項	任意
出頭命令及び審尋（1号）	事情聴取
報告命令（1号）	報告依頼
提出命令（3号）	任意提出
立ち入り及び検査（4号）	

2 認定すべき事実（不当な取引制限の場合）

(1) 要件事実

(一) 事業者性

(二) 共同行為

① 意思の連絡

② 事業活動の相互拘束

(三) 一定の取引分野における競争の実質的制限

(2) 排除措置命令における一般的な認定事実

(一) 違反行為の周辺に係る事実

① 関係人の事業内容

② 対象となる商品又は役務及び商流等

- ③ 対象市場における関係人の地位等
- (二) 違反行為に係る事実
 - ① 違反行為に至る経緯
 - ② 合意の状況（又は合意の存在）
 - ③ 実施状況
 - i 合意内容の実現に向けた各社の行動等（値上げ交渉あるいは個別案件についての受注調整状況等）
 - ii 合意内容の実現状況（値上げあるいは受注の状況等）
- 3 認定すべき事実と証拠の収集方法との関係
- 4 事実認定に必要な立証のレベルと供述調書の位置付け
- 5 供述調書による立証と供述の任意性の確保